

## 理由

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成二十一年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成二十一年度及び平成二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策により見込まれる歳出の増加等に充てるために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。